令和5年度 事業系一般廃棄物減量等計画書 集計結果

1. 事業の概要

※ 本集計結果内の()は前年度実績を表します。

本市の一般廃棄物(家庭系・事業系)の処理については、一般廃棄物処理実施計画を毎年策定し、 ごみ減量及び再資源化に取り組んでいます。その取組の一つとして、平成15年度から事業用延床面 積が 1,000 m以上の事業所等に対して、毎年6月末までに「事業系一般廃棄物減量等計画書」の提出 を求めています。

令和5年度は、対象となる1,415事業所(1,431事業所)のうち、1,108事業所(1,143事業所)から回 答があり、回収率は78.3%(79.9%)でした。なお、事業所の業種割合は図1のとおりです。

2. 事業系一般廃棄物の排出状況

(1)総排出量とリサイクル率

令和4年度の総排出量は33,368t(33,321t)で、前年度より約47t増加しています。 構成比率は、紙類が 50.8%(49.6%)、可燃物が 41.9%(42.6%)、食品循環資源 6.2%(7.2%)、リサ イクルできる木くず 1.1% (0.6%) となっています。リサイクル(資源化)量は、19,377 t (19,119 t)、資源化率は58.1%(57.4%)であり、前年度と同程度となっています。(表1、図2)

種類 排出量(t) 構成比 可燃物 13.990 41.9% 食品循環資源 2.071 6.2% 木くず 351 1.1% リサイクルできるもの OA用紙 696 2.1% 資源物 段ボール 12.772 38.3% 19.377 58.1% 新聞•情報誌 707 2.1% 紙類 16,956 50.8% 本類•雑紙 1,501 4.5% 紙パック類 0.6% 215 機密書類 1,066 3.2% 総排出量(t) 33.368 100% 58.1% 資源化率

※小数点以下も計算しているため合計が合わない部分があります。

(t) 45,000 その他 官公庁 金融機関 40,000 19% 7% 学校 1% 35,000 11% ホテル 30,000 5% 25,000 20,000 店舗 医療機関 15,000 19% 6% 10,000 介護施設 5,000 9% 0 H30年度 R元年度 R2年度 R3年度 R4年度 工場 事務所 ■可燃物 18,358 16,827 15,389 16,800 16,412 8% 15% ■紙類 21,584 17,751 17,058 16,521 16,956 図1 事業者数の業種割合 合計 39,942 34,579 32,447 33,321 33,368

事業系一般廃棄物の令和4年度総排出量

表 1

図2 事業系一般廃棄物の排出量の比較

(2) 可燃物

可燃物の排出量は 16, 412 t (16, 800 t) となっており、前年度より約 388 t 増加しました。また、可燃物におけるリサイクル量は 2, 422 t (2, 598 t)、リサイクル率は 14. 8% (15. 5%) と前年度より 0.7%減少しています (図 <math>3、図 4)。リサイクル量の内訳は、食品循環資源(リサイクルできる生ごみ)が 2, 071 t 、リサイクルできる木くずが 351 t となっています。

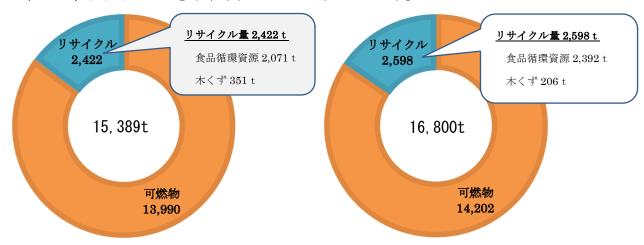


図3 R4年度可燃物のリサイクル率

図4 R3年度可燃物のリサイクル率

① 食品循環資源のリサイクル量(業種別)

食品循環資源のリサイクルは、本計画書を提出した 1,108 事業所のうち 68 事業所が実施しており、 全対象事業者における実施率は 6.1%となっています。

業種別に食品循環資源のリサイクル量を見ると、リサイクル総量では店舗から排出されるものが 1373.0 t と最も多く、食品循環資源全体量の 66.3%を占めています (図 5)。続いて、その他が 390.3 t で 18.8%を占め、官公庁が 292.6 t で 14.1%を占めています。

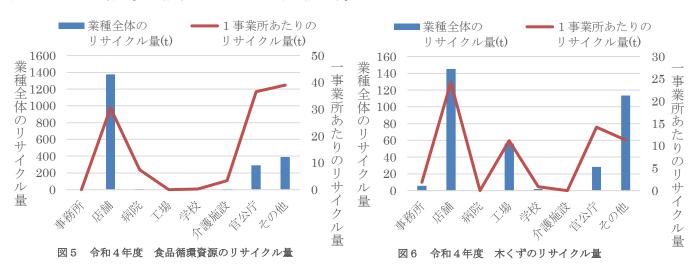
また、1事業所あたりのリサイクル量は、その他が39.0 t と最も多く、官公庁が36.6 t 、店舗が30.5 t となっています。

食品循環資源のリサイクル量は廃棄物の総排出量のわずか 6.2%にとどまっています。可燃物の中の生ごみなどリサイクルできる食品循環資源を分別し、リサイクルするよう努めましょう。

② 木くずのリサイクル量 (業種別)

木くずのリサイクルは、本計画書を提出した 1,108 事業所のうち 30 事業所が実施しており、全事業所における実施率は 2.7%となっています。

業種別のリサイクル量を見ると、店舗が 145.1 t と最も多く、1 事業所あたりのリサイクル量も、店舗が 24.2 t と最も多い結果となっています (図 6)。



(3) 紙類

紙類の総排出量は 16,956 t (16,521 t) と前年度より約 435 t 増加(図 7)しており、1 事業所あたりの紙の排出量は、前年とほぼ同程度でした。(図 8)



図7 紙類の総排出量各年変化

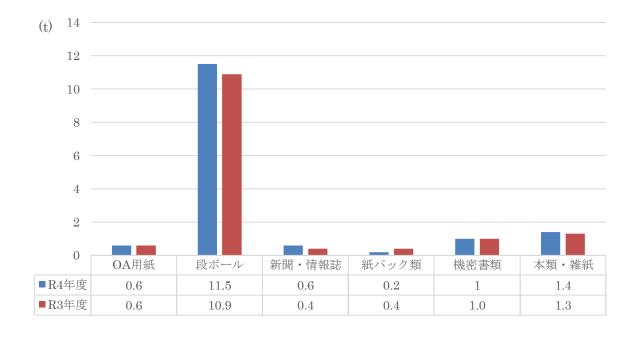


図8 1事業所あたりの紙類排出量

3. 令和5年度の目標排出量

各事業所の皆様に、令和4年度の排出量から令和5年度の目標排出量を設定していただきました。令和5年度の目標排出量を集計したところ、総排出量は32,058 t となっており、1,310 t 減量が目標です。目標達成に向け、廃棄物の減量や資源化に取り組みましょう。

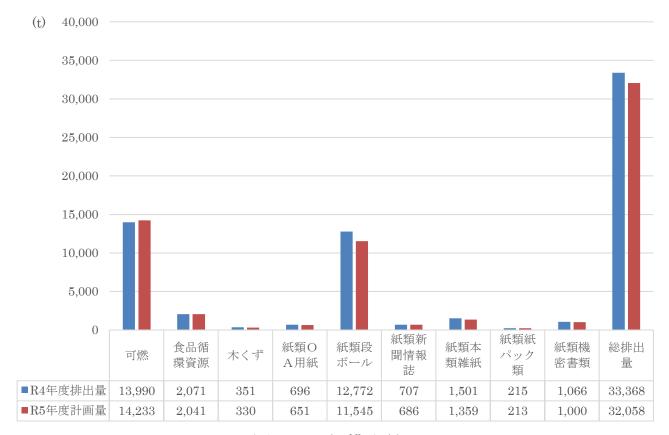
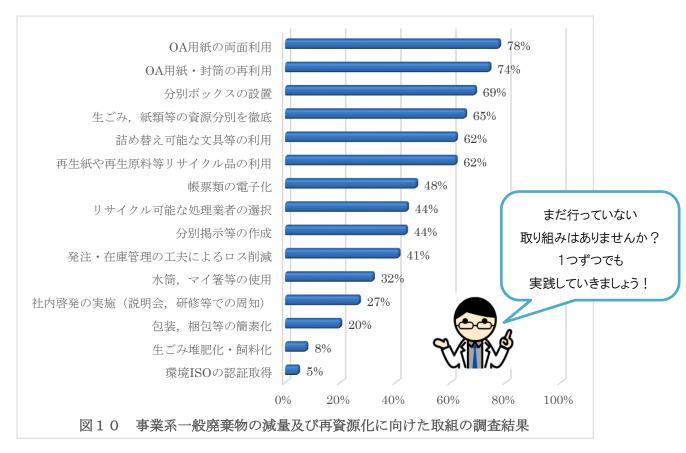


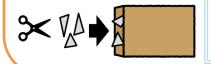
図9 目標排出量

4. 事業所によるごみの減量及び再資源化に向けた取組の調査結果

事業系一般廃棄物の減量及び再資源化に向けた取組の調査結果は図10のとおりです。「OA 用紙の両面利用」については78%、「OA 用紙・封筒の再利用」については74%の事業所が取り組んでいます。また、「生ごみ、紙類等の資源分別を徹底」「詰め替え可能な文具等の利用」「再生紙や再生原料等リサイクル品の利用」「分別ボックスの設置」についても半数以上の事業所が実施しています。



ごみは分別すればするほど処理料金が安くなる可能性があります! 可燃物の中に含まれている紙類を分別して古紙問屋に持ち込めば、 量によっては買い取ってくれる可能性もありますよ。 ごみ箱の中を確認してみてください。資源が紛れていませんか? 一人ひとりの心掛け次第で、ごみが資源となります。



メモ紙やお菓子の空箱なども封筒や紙袋に入れ、 古紙としてリサイクルしましょう!





ごみの減量については、多くの事業者の方々のご協力により、50万人以上の 都市の中で、「市民一人一日あたりのごみ排出量」が全国トップレベルの少なさと なっています。各事業所が少しずつ減量や再資源化を行っていくことにより、大きな 成果に繋がります。

各事業所の取組事例を参考にしていただき、ごみ減量や環境意識の向上に お役立てください。

前年度の総辞と今年度の目標・取組

ご提出いただいた計画書の中から、前年度の総評と今年度の目標・取組の一部をご紹介します。 前年度の結果や自社における廃棄物の実態を把握し、目標や取り組みを決定しましょう。 また、定期的な確認や社内周知も行っていくことが目標達成のポイントです。

独自勿取組

- ・廃棄物の分別状況を確認し店舗ごとに分別の徹底を依頼している。
- ・厨房類(生ごみ)の水気を出来る限り取り除き廃棄してもらうよう飲食店舗に お願いをした。

前年度の総郎

- ・店舗従業員に廃棄物の分別意識を高めてもらい、資源化を増やせた。
- ・来館者による書籍等の放置があった。

今年度の目標・取り組み

- ・従業員に廃棄物の分別の徹底を図り、資源化率を高める。
- ・店舗ごとの廃棄物の処理状況を確認し、分別の徹底を指導する。





- ・ 余剰在庫の削減(必要物品のみ、可能な限り都度購入)
- ・破損したものは、修理可能であれば再利用

前年度の総郎

・減量の意識は概ね浸透しているものの、施設内新型コロナウイルス感染症 (クラスター) 発生に伴い、廃棄物が相対的に増加した傾向にあった。

今年度の目標・取り組み

・同一法人の事業所と連携し、共通の必要物品においては、衛生管理、感染対策に 十分留意する事を前提に可能な範囲で共有し、無駄な物品の購入を極力制御して いく。

独自勿取組

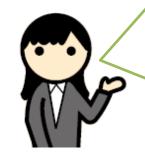
・電動工具を使用して廃棄物を解体・分別。

前年度の総郎

・ごみの量は増加したが資源化物と可燃ごみの分別は前年度よりできている。

今年度の目標・取り組み

・分別を強化し、リサイクル率の向上を目指す。







各專器所の取組事例

環境への配慮・ごみ減量

- ・買い物袋持参の呼びかけ
- ・廃油を燃料として再利用
- · IS014001の取得・継続
- ・弁当・水筒の持参による、生ごみ等の削減
- ・インクカートリッジのリサイクル
- 古タオルを雑巾やバスマットとして利用
- ペーパータオルの廃止
- ・廃棄前に分別の再確認
- ・3 Rポスター配布による周知
- ・テナント店舗へのごみ分別の呼びかけ
- ・製品製造の際の不要材を補修し、B級品 として販売し、排出量を削減

- ・LED 照明への変更
- 朝礼でのごみ分別の呼びかけ
- ・不要物の購入を抑え、ごみを減量
- ・詰替え可能な文具などを利用
- ・グリーン購入の促進
- 充電池の利用
- 紙ヒモの利用
- ・新入社員へのごみ分別指導の徹底
- ・利用客へのごみの持ち帰りを推進
- ・エコマーク付き商品の利用
- ・職員への環境教育
- 各種備品の共有

ご み 箱 ・ ご み 集 積 場 所

- ・分別のしやすいごみ箱の設置
- ・ごみ箱の分別状況を逐一確認
- ・ごみ集積場所に、分別掲示を設置
- ・週に1回、分別のチェックを行い、 分別間違いを一覧表にし、注意喚起
- ・ごみ袋に排出部署の名前を記入

- ・事務所内のごみ箱の個数を削減
- ・ごみ箱付近に分別、ごみ削減を促す文書を掲示
- ・ごみ集積場所で、清掃員が分別チェック
- ・ごみ分別を呼びかけ、正しい分別ができていない テナントに再分別を依頼

可燃物の減量

- ・献立管理による、残飯の削減
- ・生ごみの水切りを行い、軽量化
- ・利用者にあった食事の提供のため、調査を 行い、極力残飯を削減する
- ・弁当残飯の持ち帰りによる、生ごみの削減
- ・生ごみを堆肥化し、再利用
- ・学校と連携し、献立を工夫することにより、 給食残飯を削減

紙 類 の減 量

- ・0A 用紙の両面利用
- ・シュレッダーくずを緩衝材として再利用
- ・電子媒体利用による紙ごみの削減
- ・集約印刷、2in1 印刷による OA 用紙の削減
- ・紙ファイルの再利用
- ・図書の電子化
- ・書類の回覧

- ・封筒や段ボールを再利用
- ・紙の6種分別(OA用紙、段ボール、新聞・情報誌、 紙パック類、機密書類、本類・雑紙)の徹底
- 不要印刷の防止
- ・印刷ミスの紙を裏紙として再利用
- ・リターナブルコンテナの利用による 段ボールごみの削減

5. 廃棄物に関するよくあるお問い合わせの回答

廃棄物に関するよくあるお問い合わせの回答を載せています。廃棄物について不明な点がありまし たら、廃棄物対策課(089-948-6959)までお問い合わせください。



Q1. なぜ事業系ごみと家庭系ごみでは分別方法が異なるのですか? 分別方法がわからないのですが、どうすればよいでしょうか?

A1. 廃棄物処理法により、事業活動に伴って発生する廃棄物のうち 20 種類が産 業廃棄物に定められ、産業廃棄物でないものは一般廃棄物となります。

家庭から出るごみは全て一般廃棄物(家庭系一般廃棄物)ですが、事業所か ら出るごみは産業廃棄物と一般廃棄物(事業系一般廃棄物)に分かれます。そ のため分別方法が異なります。

例えば、不要になったクリアファイルやボールペン等は、家庭ではプラマー クがついていないと「可燃ごみ」になりますが、事業活動に伴って発生したプ ラスチック製品やビニール製品はすべて産業廃棄物の「廃プラスチック類」に なりますので、たとえ同じ製品であっても、分別が異なります。





クリアファイル





Q2. 複数の素材からできているものや、分解して処分できないごみは どのように処理すればよいですか?

A2. 排出されるごみの素材によって、個別に対応する必要があります。

例えば、ティッシュペーパー箱のように、分別が可能であれば、紙類と産業 廃棄物の廃プラスチック類として処理することができます。

しかし、穴あけパンチのようにプラスチックと金属類といった複数の素材で 構成され、分別が困難な場合には、産業廃棄物の廃プラスチック類と金属くず の両方の許可を持った業者に処理を依頼することとなります。





Q3. リサイクルできない紙類とはどのようなものがありますか?

A3. リサイクルできない紙には、ティッシュペーパー、防 水加工しているラミネート加工紙、紙皿や紙コップ、写 真、カーボン、500ml 未満の紙パック等が該当します。

ラミネート加工紙は、両面をコーティングしている場 合は産業廃棄物の廃プラスチック類、片面のみ加工して いる場合は可燃物となります。





松山市では「事業者用ごみ分別はやわかり帳」を作成していますので、分別に迷った 際にご活用ください。また、松山市ホームページでもご覧いただけます。

※ 松山市 HP(https://www.city.matsuyama.ehime.jp/) 事業者用 ごみ分別

